

横浜市立下瀬谷中学校 PTA 規約

第1章 名 称

第1条 この会は、横浜市立下瀬谷中学校 PTA と称し、事務所を同校内、〒246-0035 横浜市瀬谷区下瀬谷 2-16-7 に置きます。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、学校教育を理解し、生徒の健全な育成と、会員の教養を高め、共生する任意の社会教育団体として、次条に掲げる活動の推進を図ることを目的とします。

第3条 この会は、その目的を達成するために、次の活動を行います。

- 1 学校と家庭との連絡を緊密にします。
- 2 学校の教育環境の整備充実を図ります。
- 3 地域における社会教育の振興に協力します。
- 4 会員相互の理解と研修を深めます。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な対応を行います。

第3章 方 針

第4条 この会は、自主独立のもので、特定の政党や宗教等に偏りません。

第5条 この会は、営利を目的とする行為はしません。

第6条 この会は、学校の管理や人事に干渉しません。

第7条 この会は、個人情報保護法に適した運営を行います。

第4章 会 員

第8条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員で構成します。

第5章 会 計

第9条 この会の経費は、会費及びその他の収入によって賄います。

第10条 この会の会費は、一世帯につき月額 300 円とします。

第11条 この会の経費は、目的を達成する以外に支出できません。

第12条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 役員及び役員の任務

第13条 この会の役員及び任期は、次のとおりとします。

- 1 会 長 1名程度（保護者）
副会長 2～3名程度（保護者）
総 務 2～3名程度（保護者1～2・教職員1）
書 記 2～3名程度（保護者1～2・教職員1）
会 計 2～3名程度（保護者1～2・副校長）
- 2 上記の定数を理想としますが、その年度の状況を踏まえ臨機応変に変更可とします。
- 3 役員の任期は1年とします。ただし、再選も可とします。

第14条 役員は、推薦委員会より推薦され、3月総会で承認を受け、4月1日に就任します。
なお、推薦委員会の運営に関する事項は、別に定めます。

第15条 役員の任務は、次のとおりとします。

- 1 会長は、この会を代表し、総会、役員会、実行委員会、専門委員会を、それぞれ招集します。また、専門委員会の委員長及び副委員長を役員会の承認を得て委嘱します。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務めます。
- 3 総務は、総会及び実行委員会等の通知と議事の進行を務めます。
- 4 書記は、総会及び実行委員会等の議事を記録し、この会の文書作成等を担当します。
- 5 会計は、この会の会計事務を処理し、予算案と決算報告を作成し総会で報告します。

第16条 この会に顧問（校長）を置きます。

第7章 会計監査

第17条 会計監査は、保護者より2名選出し、任期は役員に準じます。

第18条 会計監査の選出は役員経験者を優先し、困難な場合のみ役員と同様に選出します。

第19条 会計監査は、その年度の会計を監査し、次年度5月総会に報告します。

第8章 常置委員

第20条 横浜市PTA連絡協議会会則「常置委員に関する規程」に基づく常置委員（以下「常置委員」という。）は、瀬谷区PTA連絡協議会（以下「区P連」という。）会則に基づく指定年度に選出します。

第21条 常置委員の選出方法は、役員に準じます。

第22条 常置委員の任期は、4月1日から翌年の区P連総会までの期間とします。ただし、その任期分担等により変動する場合があります。

第23条 常置委員は、区P連会則に基づく任務を行います。

第9章 機 関

第24条 この会に、総会、役員会、実行委員会及び専門委員会を置きます。

第10章 総 会

第25条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員で構成し、会長が招集します。会長が必要を認めた場合、書面による総会を招集することができます。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行います。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとします。

第26条 毎年、次の定期総会を開きます。

1 5月総会では、前年度決算報告、新年度事業計画案及び予算案、その他必要事項を審議し、承認を得ます。

2 3月総会では、事業報告を審議し承認を得ます。また、次年度の役員及び会計監査の承認を得ます。

第27条 次の場合は、臨時総会を開きます。

1 実行委員会が必要と認めたとき。

2 会員の5分の1以上が要求したとき。

第28条 総会は、会員の5分の1以上の出席で成立し、委任状も認めます。

第29条 総会の決議は、定時総会・臨時総会共に、次のいずれかの方法に基づき、出席者の過半数の同意を必要とします。

1. 招集による決議

2. 書面（電磁的記録を含む）による決議

第30条 総会の期日は、5日前までに議案を示して通知します。

第11章 役 員 会

第31条 役員会は、会長が招集し、役員と校長で構成します。

第32条 役員会の任務は、次のとおりとします。

1 実行委員会の議案を作成します。

2 専門委員会の委員長及び副委員長を承認します。

3 その他、必要な事項を処理し、実行委員会に報告します。

第12章 実行委員会

第33条 実行委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、役員、校長、専門委員会の各委員長及び副委員長、会計監査、常置委員で構成します。

第34条 実行委員会は、会長が招集し、決議は出席者の過半数の同意で決めます。

第35条 実行委員会の任務は、次のとおりとします。

1 この会の目的に従い、各種の事業計画を作成します。

2 総会に提出する議案及び報告書を審議します。

- 3 専門委員会で立案された事業計画を審議します。
- 4 特別委員会を設置することができます。
- 5 この会の運営に必要な事項を決め、速やかに会員に報告します。
- 6 その他、必要な事項を処理します。

第13章 専門委員会

- 第36条 専門委員会は、広報委員会、推薦委員会、地区委員会で構成します。なお、各委員会の委員の選出方法等は、別に定めます。
- 第37条 専門委員会の任務は、次のとおりとします。
- 1 広報委員会は、機関紙その他の発行により、意見の交換及び情報の伝達に努めます。
 - 2 推薦委員会は、役員及び準役員の選出に努めます。
 - 3 地区委員会は、地域や学校と連携して生徒の健全育成に努めます。
- 第38条 専門委員会の決議事項は、実行委員会に提案し、その承認を得ます。

第14章 特別委員会

- 第39条 実行委員会が必要と認めたとときに、特別委員会を置くことができます。なお、その任務達成後は、速やかに解散します。

第15章 慶弔等

- 第40条 この会の慶弔等に関する事項は、別に定めます。

第16章 改正

- 第41条 この規約は総会において、出席者の3分の2以上の同意で改正することができます。

	付	則
昭和58年	4月	1日より実地
昭和59年	3月17日	改正
昭和63年	5月14日	改正
平成元年	5月13日	改正
平成4年	5月16日	改正
平成6年	3月5日	改正
平成12年	3月4日	改正
平成15年	3月7日	改正
平成17年	3月4日	改正
平成19年	3月2日	改正
平成24年	3月16日	改正
平成30年	3月2日	改正
令和元年	9月20日	改正
令和5年	3月3日	改正
令和7年	3月6日	改正

専門委員会規程

- 1 広報委員会・推薦委員会・地区委員会の委員は、各学年から各委員会5名程度、計15名程度を選出します。活動人数は役員会で審議し調整することができます。
 - (1) 推薦委員会について
 - (ア) 推薦委員会は会長が招集し、委員長、副委員長2名を選出します。選出後は委員長が運営します。
 - (イ) 推薦委員会はより良いPTA活動を推進するために、役員や学校と連携を図り活動することができます。
 - (ウ) 原則として推薦委員は、役員及び会計監査、常置委員にはなれません。但し、推薦委員が候補になった場合は、推薦委員の任務を解除とします。
 - (エ) 推薦委員長は、役員候補者及び会計監査、常置委員候補者を、各候補者の同意を得て、総会の5日前までに公示します。

- (オ) 役員及び会計監査、常置委員の選出については、抽選を行いません。
 - (カ) 推薦委員会解散後、役員及び会計監査、常置委員に欠員が生じた時は、実行委員会で選出し、補充された役員及び会計監査、常置委員の氏名等を速やかに会員に報告します。
 - (キ) 過去に推薦委員及び会計監査、常置委員を務めた者は、以降、推薦委員の就任を免除されるものとします。本人が了承した場合は、就任を妨げません。
 - (ク) 免除となる条件は、全ての活動に概ね参加またはそれに準ずる活動を必要とします。
- (2) 各専門委員会の正副委員長について**
- (ア) 過去に各専門委員会の正副委員長及び会計監査、常置委員を務めた者は、以降、正副委員長の就任を免除されるものとします。本人が了承した場合は、就任を妨げません。
 - (イ) 免除となる条件は、全ての活動に概ね参加またはそれに準ずる活動を必要とします。
- (3) 各専門委員会について**
- (ア) 過去に役員を務めた者は、以降、専門委員の就任を免除されるものとします。本人が了承した場合は、就任を妨げません。
 - (イ) 免除となる条件は、全ての活動に概ね参加またはそれに準ずる活動を必要とします。
- 2 この規程は、実行委員会で改正することができます。

慶弔並びに表彰規程

- 1 会員及び生徒が死亡した場合は、香典は学校に準じます。
- 2 教職員の配偶者、父母及び子が死亡した場合は、原則として、会員及び生徒に準じます。
- 3 教職員が転退職した場合は、お餞別として、勤続3年未満は3,000円、勤続3年以上は5,000円を贈ります。
- 4 実行委員会の委員が任期満了して退任した時は、感謝の気持ちを表します。
- 5 その他、必要がある場合には、役員会で協議決定し、実行委員会に報告します。
- 6 この規程は、実行委員会で改正することができます。

付 則

平成 3年 1月 2日	改正
平成 6年 3月 5日	改正
平成10年 2月 7日	改正
平成11年 1月 5日	改正
平成15年 2月 7日	改正
平成17年 3月 4日	改正
平成19年 3月 2日	改正
平成21年 1月13日	改正
平成21年 6月 5日	改正
平成21年10月 2日	改正
平成24年 3月16日	改正
平成27年 3月 6日	改正
平成27年 5月 7日	改正
令和 元年 7月 4日	改正
令和 2年 2月 1日	改正
令和 5年 3月 3日	改正
令和 6年 2月26日	改正
令和 7年 3月 6日	改正

P T A 積立金規程

- 1 積立金の名称
 - (1) 記念事業積立金
 - (2) 部活動振興費
- 2 積立金の目的

上記2項目を実施するに当たり、該当する年度予算への軽減を目的とし、積立により備えます。

3 会計

- (1) 積立金はP T Aの年度内予算より毎年、所出します。
また、寄付金、事業収入などにも充当できます。
- (2) それぞれの積立金使用範囲を4. 5. に定め、その目的を遂行する以外に使用することは出来ません。
- (3) 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
その収支は、P T A規約に準じて会計監査を受け、総会で報告し承認を得なければなりません。

4 記念事業積立金の適用範囲及び使途

- (1) 周年記念行事の実施について使用します。

5 部活動振興費の適用範囲及び使途

- (1) 校内認定の部活動及び個人の活動(遠征時に教職員の引率を要するもの)に対し、公式の全国大会、公式の関東大会に出場する場合について、援助します。
- (2) (1) で認められた部活動及び個人の活動に対し、以下の範囲で援助します。
【全国大会】遠征費補助として、上限、一人につき2万円・一団体10万円までを支給します。
【関東大会】遠征費補助として宿泊を必要とする遠方の場合は、上限、一団体につき2万円を支給します。
遠征費補助として宿泊を必要としない場合は、上限、一団体につき1万円を支給します。
【その他】 実行委員会で審議・承認された、設備等に必要な費用について援助します。
- (3) 上記の4項目について、次年度に繰り越す積立金金額が20万円以下にならない範囲で援助することが出来ます。

6 この規程は、実行委員会で改正することが出来ます。

付 則

平成22年 4月 1日より実地
令和 5年 3月 3日 改正